

平成 30 年 5 月 31 日現在

機関番号：34316

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2016～2017

課題番号：16K16927

研究課題名(和文) 後漢時代地方統治の再検討 五一広場東漢簡牘と『後漢書』の比較検討に基づく

研究課題名(英文) Reexamination of local governance in the Eastern Han dynasty: based on the comparative examination of the Eastern Han Slips and Boards found at Wuyi Square and "Houhanshu"

研究代表者

飯田 祥子 (IIDA, Sachiko)

龍谷大学・文学部・講師

研究者番号：30769211

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,700,000円

研究成果の概要(和文)：後漢時代の地方統治体制について、『後漢書』と五一広場東漢簡牘にもとづいて検討を行った。公開済の五一広場東漢簡牘に対して、基礎的な整理を行ない、一部の行政文書に対して日本語訳を作成した。司法に関わる業務に関連して、郡太守府は県廷に対して指示・命令や譴責を下しており、当該史料は後漢時代における郡と県の関わりの強さを反映する。その知見を『後漢書』の記述と比較した。地方統治において司法が重視され、儒家思想に基づく文言が用いられる背景には、後漢中期における中央の政治情勢の影響が存在すると判断される。

研究成果の概要(英文)：I have conducted a study on the local governance system in the Eastern Han dynasty based on "Houhanshu" and the Eastern Han Slips and Boards found at Wuyi Square. At first, I have loosely classified the published Eastern Han Slips and Boards found at Wuyi Square and translated some administrative documents into Japanese. In relation to judicial services, the provincial office(Juntaishoufu) has been ordered and rebuked against the prefectural office (Xianting), therefore these historical documents can be considered as evidences of the strong relationship between provincial offices and prefectural offices in the Eastern Han dynasty. I compared these findings with the description of "Houhanshu". As a background of the fact that the importance of judicial power was emphasized and Confucianism terms was used in the local government, it is considered that there was the influence of the political situation in mid-Eastern Han dynasty.

研究分野：中国古代史

キーワード：五一広場東漢簡牘 『後漢書』 後漢時代 郡県制

1. 研究開始当初の背景

前近代、巨大国家において、中央政府の意思・政策はいかにして地方末端まで伝達され、地方の生産する財や労働力はいかにして中央に集約されたのか。中国古代では、中央と地方を媒介する機能を担ったのは郡県制とよばれる地方行政制度である。この制度の形成過程については、古くから関心をあつめてきた(西嶋定生『中国古代帝国の形成と構造』東京大学出版会、1961年等)では形成・確立した後はどうなるのであろうか。後漢時代[後1~3世紀初]すなわち秦漢統一国家時代[前3~後3世紀初]から魏晋南北朝分裂政権時代[後3~6世紀]への移行期に、地方統治はどのように展開したのか。この問題については、従来検討は十分にはなされてこなかった。その理由の一つに、史料状況の問題がある。後漢時代の基本史料としては『後漢書』が存在するが、『後漢書』が成立したのは5世紀と遅く、特に地方統治に関しては説話的・類型的な記事が多く、信頼性に疑問を持たざるを得ない。

ところが2010年、湖南省長沙市で後漢時代の簡牘群である五一広場東漢簡牘が発掘され、史料状況は好転した。当該史料は後漢中期の地方官府の廃棄文書と推測され、7000枚にも及び、そのうち190枚について写真・釈文が公開された。中国ではこの史料に対する関心は高く、学術検討会が開催され、専論が複数公刊されていた。一方、日本国内では、簡牘の形態に関する関心(角谷常子「木簡使用の変遷と意味」『東アジア木簡学のために』汲古書院、2014年)や、文書書式研究の一環として(鷹取祐司『秦漢官文書の基礎的研究』汲古書院、2015年。高村武幸『秦漢簡牘史料研究』汲古書院、2015年)一部の研究者がとりあげていたものの、後漢時代の地方統治の実態を反映する史料であるとの立場からの検討はなされていなかった。

以上のように、新出の史料を利用して官府で行われた郡県制の実態を把握し、それに基づいて編纂史料『後漢書』を相対化し、後漢時代の地方統治を理解する可能性が開かれたものの、活用しきれていないという状況にあった。本研究はこの状況を克服し、後漢時代、ひいては前近代中国における国家と地方の関係理解を深める手がかりを得るために立案された。

2. 研究の目的

本研究では出土同時代史料と編纂史料の比較検討を行うことで、後漢時代の地方統治を再検討することを目的とする。ただし五一広場東漢簡牘のうち公開されているものは、発見されたうちの数%を占めるにすぎない。そのため本研究では、史料群全体の公開が行われる前段階における準備作業と、それを通して『後漢書』の記述を検証することが中心

となる。個別具体的には以下の研究課題を設定した。

- (1) 公開済み五一広場東漢簡牘の基礎的整理
「湖南長沙五一広場東漢簡牘発掘簡報」(『文物』2013-6)、『長沙五一広場東漢簡牘選釈』(長沙文物考古研究所等編、中西書局、2015年)所収の公開済み五一広場東漢簡牘について、形態、書式・機能、語彙、人名(発受信者、作成者、その他)、作成時期を整理・把握する。

関連の強い簡を抽出し、分類整理して訳注を作成する。

- (2) 地方統治機構の関係把握

訳注をもとに後漢時代長沙地域における州・郡・県相互関係や、いかなる立場の官吏・組織が主体となっているのが明らかにする。

- (3) 『後漢書』の再検討

当該時期に関する『後漢書』の記述との比較を行い、史料的意義を検証する。

3. 研究の方法

- (1) 公開済み五一広場東漢簡牘の基礎的整理
図版、釈文をカード化、データ化して、形態、書式・機能、語彙、人名(発受信者、作成者、その他)、作成時期を整理した。

書式にもとづき下行文書を区別し、そのうち長沙郡太守府が発信し、臨湘県廷が受信したと考えられるものを抽出した。漢代の下行文書には「書」「記」の二種類があるとされるが(鷹取祐司『秦漢官文書の基礎的研究』)、特徴的な文言を手がかりに、計9点を得、全ての簡に注を付し、書き下し文と現代語訳を作成した。

図版と実測図が公開されている数点の簡牘を中心に、復元製作を行い、使用状況を再現した。

- (2) 地方統治機構の関係把握

郡太守府発信下行文書から、郡太守府・県廷それぞれの官府の関係、及び官府の吏たちの関係を考察した。

- (3) 『後漢書』の再検討

五一広場東漢簡牘にみられる後漢中期の地方官府の状況と、『後漢書』の記述に整合性は存在するのか否かを検討した。五一広場東漢簡牘は零細な同時代史料であり、かつ既発表分はその一部に過ぎず、当該史料を過剰に評価すべきではない。それゆえに『後漢書』との関係を重視した。

4. 研究成果

- (1) 公開済み五一広場東漢簡牘の基礎的整理

重複をのぞく全 190 点の簡牘を整理したことにより、いくつかの特徴が明らかになった。

形態では、両行簡（紐をかけて編綴し、冊書とすることを前提とする二行書きの簡）が半数以上を占めるが、その幅は 23～34 mm 程度、平均値は約 30 mm であった。従来の研究では漢代の両行簡は幅 15～29 mm 程度とされていた（高村武幸『秦漢簡牘史料研究』）。幅の違いは、使用方法の違いに関わるので、検証を行うために復元製作を行った（(1)）。

書式・機能の面では、ほとんどが書式にのっとって書かれた官府の業務に関する文書であり、純粋な私信とみられるものはない。簿籍の断片と考えられるものはごく一部あり、他に付札や封緘簡がそれぞれ 10 点程度ふくまれている。このように公開済み史料は、著しく文書にかたよる。史料群全体でもこのように文書に集中しているとしたら、既知の秦漢時代の官府遺跡出土簡牘では、みられない特色である。史料群を作成・使用・廃棄した官府の性質を知るための手がかりとなるだろう。

語彙については、前漢後半期から後漢初期の西北地域の簡牘で用いられるものとの共通性が高い。つまり従来研究が盛んな西北漢簡の知識があれば、比較的容易に簡の意味を理解することが可能であることが予想される。ただし一部には、これまで知られておらず、語義が捉えがたいものの、当該史料においては頻出する語彙もみられた。文脈的には司法に関する定型的な表現とみられ、史料の性質や出土地の違いを反映すると想定できる。つまり辺境軍事機構出土が多くを占める西北漢簡とは異なり、民政に関わる官府ならではの特性がみられる。また「麦秋」「立秋」「盛春」などの季節に関する語が散見されるが、これは時令思想に基づき「順気行罰」が重視されていた時代（影山輝国「漢代「順気行罰」考」^{『（東京大学）東洋文化研究所紀要』133、1997 年}）ゆえの表現であると考えられ、『後漢書』にみられる和帝・安帝期の刑罰時期改革の実態、ならびに儒家的時令思想を行政に実践したことを反映する貴重な史料であると考えられる。

人名に関しては、重複して複数の簡にみえるものがあり、冊書や案件復元の手がかりとなる。ただし、人名の識別は容易ではない。なぜなら文書の発受信者や作成者は官吏としての役職名が見え、人名であることが判断しやすいが、それ以外の司法案件の関係者（被疑者や証人）などについては、一字の名のみで表記される事が多く、人名であるのか、文章の一部なのかすら判断できないこともあり、より多くの簡が公開されてから、再検討が必要になる。

作成時期は、文書の発信日時が見えるものは 41 点あるが、一例を除き、他は全て永元十五年〔103 年〕から永初五年〔111 年〕の間のものである。後漢中期の和帝・殤帝・安帝の治世にあたる。

長沙郡太守府が発信し、臨湘県廷が受信した下行文書は 9 点抽出できた。文書が首尾完結したものは 3 点で、他は冊書の一部である。完結した文書はどれも 200 文字以上の長文であるが、発信者による「地の文」の他に、他の文書・報告やその節略を引用している。それゆえ引用文と地の文の関係を把握することが、文書全体の理解の鍵となる。引用がどこからどこまでか判断するのは困難であるが、官吏の日常業務に関わる文書であり、複数の文書を比較することで、文書の構成要素や、定型の書式を把握することは可能である。冊書の一部である簡についても、受信した報告書を引用する、または他の文書の参照を指示する文言がみられる。つまり文書自体は長文であり、両行簡の文書は冊書の一部でしかなく、文書全文を把握できる事例は多くないものの、個々の文書は複数の引用文書・報告等を含むため、それらの引用文書・報告等を文書全体の構成要素と捉え、構成要素ごとに分解した上で読解を行えば、文書の一部しか見ることのできない状況にあっても、文書の中での位置づけを理解した上で史料として活用することが可能であることがわかった。

以上の下行文書の読解および訳註作成から得られた成果は上行文書を理解する場合に応用できる。上行文書の書式をもつ簡はほとんどが両行の冊書の形態であり、下行文書でみられたような長大な簡に文書全体が完結している形態のものではなく（ただし、私信に近い書式で業務に関する報告をおこなったものは存在する）、冊書を首尾一貫して復元できる例も現時点ではみられない。しかし、上行文書も、他の文書や報告（口頭の供述など）を引用した部分と、地の文から構成されていることが明らかである。それゆえ、引用箇所と地の文、定型の表現などといった文書の構成要素に着目することで、復元できない冊書であっても、理解を深めることが可能であるとの知見を得た。

使用方法

・両行簡について（写真 1 参照）：二行書きの両行簡は、冊書を構成し、編綴され使用される。冊書は卷子本状に巻き込むと理解されてきたが、上述の通り、五一広場東漢簡牘の両行簡は幅 30 mm 程度ある。実際に西北漢簡をモデルとした幅 20 mm の簡と、五一広場東漢簡牘をモデルとした幅 30 mm の簡を製作し、収巻方法を検討した。幅 30 mm の簡は、幅 20 mm の簡とは異なり、巻き込むことは困難であった。藤枝晃『文字の文化史』（岩波書店、1991 年）は、折本状に折り畳む図を掲示するが、30 mm 程度の簡からなる冊書をまとめる場合には、こちらの方が適切であることが判明した。簡の幅の違いが如何なる意味を持つのかについては、西北漢簡との比較研究が今後必要である。

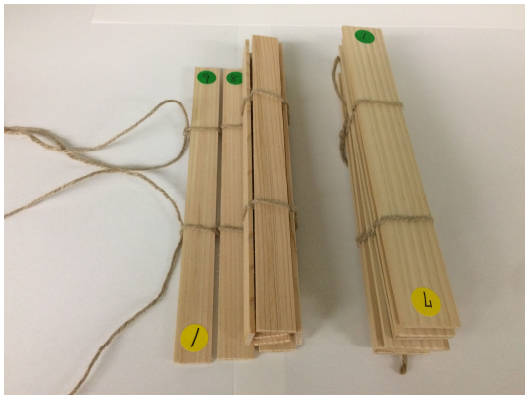


写真 1：収簡方法 左：幅 20 mmの簡を巻物状に収巻 右：幅 30 mmの簡を折本状に収巻

・合檄について（写真 2 参照）：合檄とは、大型の簡牘で、縦方向の断面が凹状となり、窪ませた部分に文書を記し、蓋となる簡を組み合わせて用いる簡のことである。発掘報告書に掲載された実測図をもとに、木材を加工して合檄を復元製作した。印と封泥、紐類を用いて密封すれば、第三者が見たり改竄したりすることは困難で、かつ冊書と異なり錯簡等の可能性がない点で、機密情報を安定的に伝達することが可能である。復元した簡は、使用されていた時点では、長さ 460 mm、幅 85 mm程度であったと推測される。両行簡などは長さ一尺（230 mm）で使用される。合檄はこれよりも大きく重量があり、視覚的に受信者に大きな印象を与えたであろう。製作にも手間がかかると考えられ、発信者にとって重要な意義のある文書にのみ用いられた可能性が想定できる。



写真 2：合檄 左：両行簡冊書 中：合檄皿側（CWJ1：285） 右：合檄蓋側（CWJ1：206-1）

(2) 地方統治機構の関係把握

長沙太守府は、臨湘県に対して細かな指示・命令を下している。文書の内容は司法関係に限られるが、訴訟の取り調べや参考人の確保、期日を指定して報告を要求するなどの指示命令、また不手際に対する譴責などがみえる。あたかもこの方面の業務に関して、県は郡の下請け機関となっているかのようである。従来から前漢後半期以降郡と県の関係が深まり、郡は県の監督・指導をするようになるとの指摘がなされてきたが（紙屋正和『漢時代における郡県制の展開』朋友書店、2009年）、後漢時代中期における具体的な様子をみる事ができた。

(3) 『後漢書』の再検討 『後漢書』との共通性

(2)に述べたように郡と県の関係は密接であり、『後漢書』の記述を裏付ける。特に司法関係において、郡が県の業務を指揮・監督し、時令に関わる文言を用いて指示・命令を下している点について注目される。『後漢書』には儒家的統治を重視する徳高い郡太守が、訴訟を解決し、刑徒に恩恵を与え、冤罪をはらす等のエピソードがみえる。これらは典型的な名地方官のエピソードではあるが、後漢中期の地方統治において、民のもめ事を解決し、刑罰を平等に行うことが重要な課題であったことを反映する可能性がある。

『後漢書』にみえる後漢中期の政治情勢との関係

ただし、五一広場東漢簡牘は作成時期が限定されていることに注意が必要である。つまり当該史料にみられる郡・県の関係が、後漢時代の地方統治一般に見られる現象であると理解すべきか否かについては、今少し慎重さが必要であると考えられる。文書の作成時期は、和帝末期から安帝前期に限定される。これは和帝のもとで外戚鄧氏が勢力を拡大し、鄧太后が殤帝・安帝にかわり臨朝称制を行った時期に相当する。政治情勢がどれほど地方統治に影響を及ぼすのかという問題ははかりがたいが、この時期、地方統治が重視され、とりわけ民生の保全が盛んに主張されていたことは指摘されている（上谷浩一「後漢中期の地方行政刷新とその背景 - 後漢殤帝「延平元年の詔」とその周辺 - 」『東洋学報』75-3/4、1994年）。鄧太后については、無実の罪を着せられそうになった宮女を救った、早に際して獄の囚人をみまわり冤罪から解放したことで雨が降ったなどのエピソードがみえる。つまりこの時期、法の運用、冤罪を防ぐことが政治課題として取り上げられ、鄧太后がそれに関わっていた、あるいは関与が喧伝されていたと考えられる。五一広場東漢簡牘において、司法に関して郡が県に対して介入し、時令に関わる語を用いて指示・譴責が行われていることは、このような中央の政策が、地方でも実行されていたと考えることができるだろう。以上のように五一

広場東漢簡牘の文書を手がかりに、『後漢書』の再検討することで、当該文書を理解するためには地方統治の方面のみならず、中央政治の動向についても目を配るべきであることが明らかになった。

(4) 後漢時代史研究からみた五一広場東漢簡牘

上述のように五一広場東漢簡牘はごく短期間に作成使用された地方官府の廃棄文書にすぎないが、地方統治のみならず、中央政治や儒家思想の展開など、後漢時代に関する様々な課題と関連する貴重な史料であることがあきらかになった。研究開始当初に予想されたよりも広い視野に立たねば、史料の価値を活かしたいと考えられる。そのため、過去の後漢時代史研究の成果を把握する必要がある。1990年代前半までは後漢時代史に関するすぐれた単著(東晋次『後漢時代の政治と社会』名古屋大学出版会、1995年)や学界展望(小嶋茂稔「戦後中国古代国家史研究における『後漢史』の位置」『中国史学』9、1999)などで整理がなされていたので、その後の研究上の展開に重きを置いて後漢時代史研究に関する整理を行った。その結果、この約20年の間、後漢時代において豪族や彼らの生きた社会についてあまり議論になっていない傾向が認められた。1990年代前半までの研究においては、豪族を重要な論点としてきたのに比較して、その後、豪族への関心が後退したかのように思われる。しかしその一方で、考古資料や文献史料を用いた研究の中には、在地の有力者層の活動が活発であることを示唆するものが少なくない。つまり実証面では豪族層の活動を示す成果が見られるのに対して、豪族自体についてはあまり議論されないという傾向が認められる。このような学界の傾向に対して、五一広場東漢簡牘は一石を投じる可能性に満ちている。従来から豪族層は地方の官府の属吏として社会に影響力を持ったとされていたが、五一広場東漢簡牘は、まさしく地方の官府において、属吏によって作成された文書を多く含む。彼らは後漢王朝の地方統治の末端にあってどのように在地社会と関わっていたのか、これを探究することによって、再び豪族を論じ、中国古代国家の地方統治の展開の具体相を知ることが可能である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計3件)

1. 飯田祥子「近二十年の日本における後漢時代史研究の論点」『中国史学』(査読なし) 第28号、2019年刊行予定

2. 飯田祥子「長沙五一広場東漢簡牘郡太守府

発信文書訳註稿」『龍谷大学論集』(査読なし) 490、2017、92-141頁

3. 飯田祥子「公孫述政権の興亡 - 兩漢交替期地域政権の一事例 - 」高村武幸編『周縁領域からみた秦漢帝国』(査読あり) 六一書房、2017年、173~195頁

6. 研究組織

(1) 研究代表者

飯田祥子 (IIDA Sachiko)

龍谷大学・文学部・講師

研究者番号：30769211